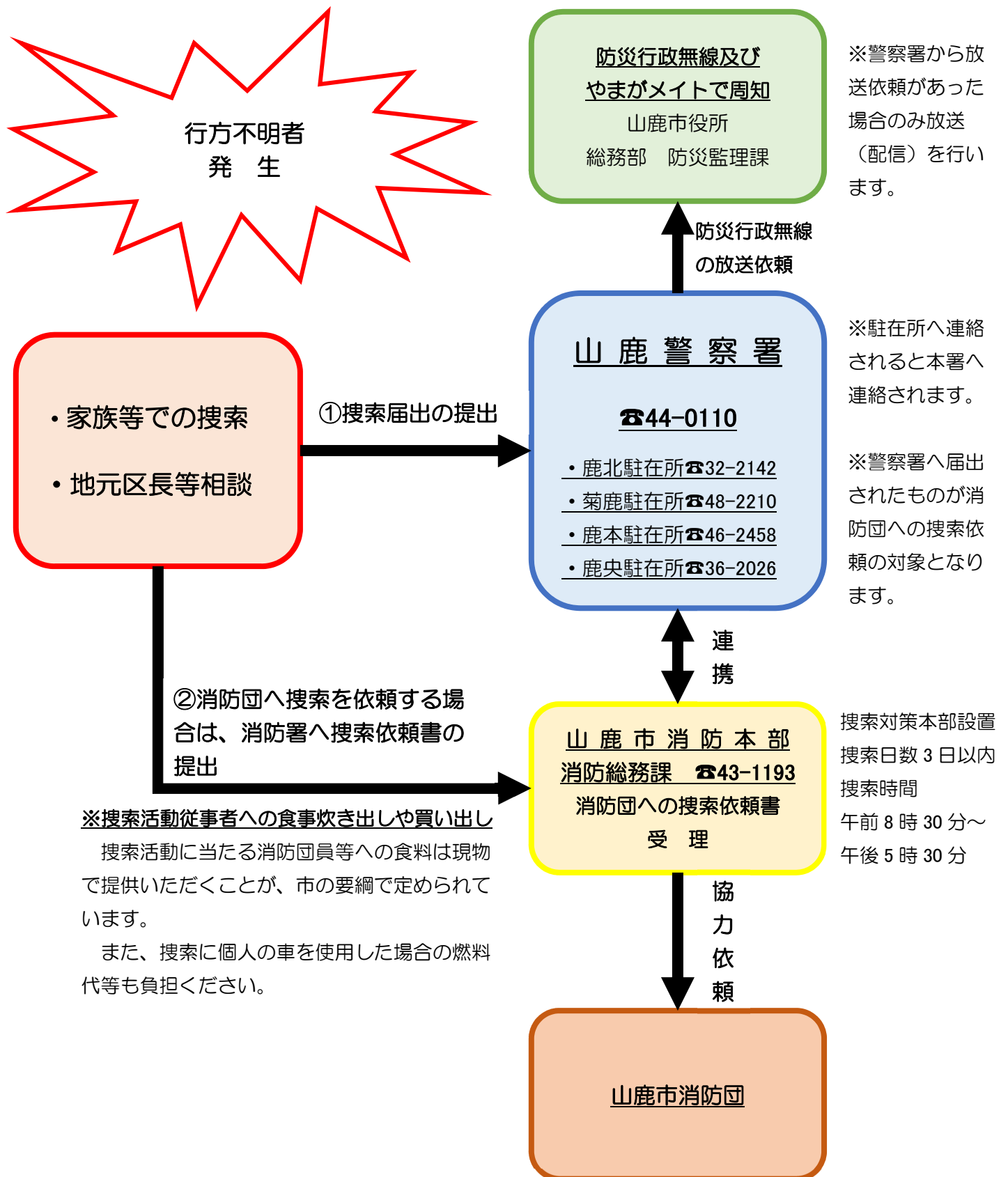


行方不明者（未帰宅者） 搜索手順



行方不明と思われるような事案が発生した場合は、最寄りの警察署へ**いち早く**ご連絡ください。早めの届出が早期発見につながります。

【参 考】

○山鹿市行方不明者の搜索に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内で行方不明者が発生した場合において市が実施する搜索活動（以下「搜索活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行方不明者 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第2条第1項に規定する行方不明者をいう。

(2) 関係機関等 山鹿市消防団、本市の区域を管轄する警察署及び行方不明者の地元自治会等をいう。

（行方不明者の搜索依頼）

第3条 市に行方不明者の搜索を依頼しようとする者は、搜索依頼書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じて搜索を依頼した者に行方不明者に関する資料の提出を求めるものとする。

（消防団の出動）

第4条 市長は、前条第1項の規定による依頼があった場合は、消防長及び消防団長と協議の上、消防団の出動の可否及び規模について決定するものとする。

（行方不明者搜索対策本部）

第5条 市長は、搜索活動に関する基本方針等を決定するため、必要に応じて関係機関等からなる行方不明者搜索対策本部（以下「対策本部」という。）を置くものとする。

2 対策本部の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

3 対策本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（搜索活動の時間等）

第6条 搜索活動の時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 搜索活動の期間は、搜索活動を開始した日から3日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

（費用の負担）

第7条 搜索活動に要した費用は、消防用自動車及び消防の用に供する機械器具の使用に要した費用を除き、行方不明者及び搜索活動を依頼した者の負担とする。消防団員が搜索活動を行うに当たって自ら所有する車両等を使用した場合の費用についても、同様とする。

2 搜索活動に従事する者に対する食料の提供については、現物により行うものとする。

（近隣自治体からの協力要請）

第8条 市長は、近隣自治体から行方不明者の搜索に関し協力の要請があった場合は、消防長及び消防団長と協議の上、消防団の出動の可否及び規模について決定するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、搜索活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。